

発 日 監 第 2 3 号

令和6年8月26日

日吉津村長 中田 達彦 様

日吉津村監査委員 村上 順一

日吉津村監査委員 長谷川康弘

令和5年度決算に係る健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94条）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査に付された、令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類に対する審査意見書を別紙のとおり提出します。

令和 5 年度

決算に係る健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

令和 6 年 8 月

日吉津村監査委員

目 次

【健全化判断比率審査意見書】

1. 審査の対象	1
2. 審査の期間	1
3. 審査の方法	1
4. 審査の結果	1
5. 健全化判断比率の状況	2
(1) 実質赤字比率	2
(2) 連結実質赤字比率	2
(3) 実質公債費比率	3
(4) 将来負担比率	3
6. 審査意見	5
(1) 総合意見	5
(2) 個別意見	5
(3) 是正改善を要する事項	6

【資金不足比率審査意見書】

1. 審査の対象	7
2. 審査の期間	7
3. 審査の方法	7
4. 審査の結果	7
5. 資本不足比率の状況	8
(1) 総合意見	8
(2) 個別意見	8
(3) 是正改善を要する事項	8

令和5年度決算に係る健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

審査に当たっては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、村長から提出された令和5年度決算に係る次の比率（以下「健全化判断比率」という。）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費率
- (4) 将来負担比率

2 審査の期間

令和6年8月7日

3 審査の方法

村長から提出された比率と算定の基礎となった事項を記載した書類について、

- (1) 健全化判断比率は、関係法令等に沿って正確に算定されているか
- (2) 健全化判断比率の算定の基礎となった事項を記載した書類は、一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算書等に基づいて適正に作成されているか

などを重点に、比率の算定に必要な決算書及び参考資料の確認を行い、関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、決算審査の結果も参考に審査を行った。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は、適正に作成された算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき正確に算定されていると認めた。

いずれも早期健全化基準未満であった。

(単位：％)

区 分	令和5年度 (A)	平成4年度 (B)	増 減 (A) - (B) ポイント	法に定める基準	
				早期健全化 基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率	—	—	—	20.0	30.0

実質公債費率	10.3	10.8	△0.5	25.0	35.0
将来負担比率	—	9.5	△9.5	350.0	

※「—」は、実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担比率が生じていないことを表している。

5 健全化判断比率の状況

(1) 実質赤字比率

一般会計の実質赤字額は生じていないため、実質赤字比率は算定されない。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} \quad \text{—} \quad \text{千円}}{\text{標準財政規模の額} \quad 1,762,131 \text{ 千円}} = \text{—} \%$$

※ 一般会計を対象とした実質赤字の標準規模に対する比率で、20%以上は財政再生団体となる。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字額は生じていないため、連結実質赤字比率は算定されない。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額} \quad \text{—} \quad \text{千円}}{\text{標準財政規模の額} \quad 1,762,131 \text{ 千円}} = \text{—} \%$$

※ 全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、30%以上は、財政再生団体となる。

○連結実質赤字額の内訳

(単位：千円)

区 分	会 計 名	連結実質赤字額等	
		赤字額	黒字額
一般会計及び公営企業以外の特別会計	日吉津村一般会計	—	110,636
	日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計	—	975
	日吉津村後期高齢者医療特別会計	—	183
公営企業会計	日吉津村下水道事業会計	—	19,370
合 計		—	131,164

(3) 実質公債費比率

地方税や普通交付税等の一般財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるもの、一部事務組合負担金のうち公債費に該当するものを含めた実質的な公債費相当額から普通交付税が措置されている額を控除した額の占め得る割合の前3か年度の平均値で、算定結果は10.3%である。

$$\text{各年度の実質公債費比率} = \frac{[(1) + (2)] - [(3) + (4)]}{(5) - (4)}$$

- (1) 当該年度の元利償還金の額（繰上償還額等を除く）
- (2) 地方債の元利償還に準ずるもの（準元利償還金の額）
- (3) 元利償還金又は準元利償還金に充てられた特定財源の額
- (4) 地方債の元利償還に要する経費として、普通交付税の額に用いる基準財政需要額に算入された額及び準元利償還に要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（算入公債費等の額）
- (5) 標準財政規模の額

令和3年度比率	令和4年度比率	令和5年度比率
10.66522%	9.81427%	10.50554%

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（3か年平均）}}{3} = 10.3\%$$

○実質公債費比率の算定内訳

(単位：千円)

区 分	実質公債費 比率	(1) 地方債の元 利償還金の 額	(2) 準元利償還 金の額	(3) 元利償還金 等に充てら れた特定財 源の額	(4) 算入公債費 等の額	(5) 標準財政規 模の額
令和3年度	10.66522	258,030	68,371	4,116	157,320	1,704,077
令和4年度	9.81427	254,876	64,619	2,308	165,524	1,710,856
令和5年度	10.50554	271,512	66,581	2,382	168,267	1,762,131
3か年平均	10.3					

※ 地方債の発行に際し、実質公債費率 18%以上の団体は都道府県知事の許可が必要となる。25%以上になると財政健全化団体となり、一部の地方債発行が制限される。さらに、35%以上になると財政再生団体となり、多くの地方債の発行が制限される。

(4) 将来負担比率

地方債の残高をはじめ一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。前年度に比べ、将来負担額が 250,926 千円減少し、充当可能財源等の額も 115,167 千円増加したため、充当可能財源等の額が将来負担額を上回ったため、将来負担比率は算定されない。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{A 将来負担額} \\ 3,530,703 \text{ 千円} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{B 充当可能財源等の額} \\ 3,749,922 \text{ 千円} \end{array}} = \text{--- \%}$$

$$\frac{\begin{array}{l} \text{C 標準財政規模の額} \\ 1,762,131 \text{ 千円} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{D 算入公債費等の額} \\ 168,267 \text{ 千円} \end{array}}$$

○将来負担比率の算定内容

(単位：千円、%)

	令和 5 年度		令和 4 年度		算定額の 増 減
	算定額	構成比	算定額	構成比	
1 一般会計等に係る地方債の現在高	2,930,760	83.0	3,136,616	82.9	△205,856
2 債務負担行為に基づく支出予定額	38,932	1.1	52,038	1.4	△13,106
3 一般会計以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰り入れ見込み額	235,034	6.7	275,485	7.3	△40,451
4 組合が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込み額	85,779	2.4	94,575	2.5	△8,796
5 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込み額	240,198	6.8	222,915	5.9	17,283
6 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込み額	0		0		0
ア 地方道路公社	0		0		0
イ 土地開発公社	0		0		0
ウ 地方独立行政法人	0		0		0
エ 第三セクター等	0		0		0
7 連結実質赤字額	0	0.0	0	0.0	0

8 組合の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込み額	0	0.0	0	0.0	0
A 将来負担額（1～8の計）	3,530,703	100.0	3,781,629	100.0	△250,926
9 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	1,150,409		1,128,018		22,391
10 地方債の償還額等に充当可能な特定可能な特定歳入の見込み額	29,429		37,187		△7,758
11 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	2,570,086		2,469,550		100,536
B 充当可能財源等の額（9～11の計）	3,749,922		3,634,755		115,167
C 標準財政規模の額	1,762,131		1,710,856		51,275
D 算入公債費等の額	168,267		165,524		2,743

6 審査意見

（1）総合意見

審査に付された健全化判断比率は、算定の基礎となる事項を記した書類を確認したところ、いずれも適正に作成されているものと認めた。また、いずれも早期健全化基準未満であった。

（2）個別意見

① 実質赤字比率について

一般会計決算の実質収支は黒字であり、実質赤字比率は算定されず、特に問題はない。

② 連結実質赤字比率

特別会計、公営企業会計についても実質収支は黒字であり、連結実質赤字比率は算定されないため、特に問題はない。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率の早期健全化基準は25％である。18％を超えると地方債の借り入れは、県知事の許可が必要となるが、その数値を下回っている。

令和5年度は10.3％で、昨年度に比べ0.5％減少しているが、ここ数年は10％台で推移しており、地方債の返済や資金繰りの指標として特に問題はないが、財政規模が小さいため、大規模な事業に取り組むと数値は大きく変動する傾向にある。今後も、綿密な起債計画を立て、引き続き健全な財政運営に努められたい。

④ 将来負担比率

将来負担比率の早期健全化基準は 350.0%である。令和 5 年度は、将来負担額が 250,926 千円減額し、充当可能財源等の額も 115,167 千円増額したため、充当可能財源等の額が将来負担額を上回ったため、将来負担比率は -13.7%となった。地方債の返済や資金繰りの指標として特に問題はない。しかしながら、財政規模が小さいため大きく変動する可能性はあり、引き続き起債償還を見据えながら適切な行政運営を努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和 5 年度決算に係る資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

審査に当たっては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき、村長から提出された次の公営企業会計における令和 5 年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

（1）日吉津村下水道事業会計

2 審査の期間

令和 6 年 8 月 7 日

3 審査の方法

村長から提出された比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

（1）資金不足比率は、関係法令等の規定に従って作成された資料に基づいて正確に算定されているか

（2）資金不足率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、決算書類に基づいて適正に作成されているか

などを重点に、比率の算定に必要な決算書及び参考資料の確認を行い、合わせて、関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、決算審査の結果も参考に審査を行った。

4 審査の結果

審査に付された資金不足率は、経営健全化基準未満である。

公営企業の資金不足比率

会 計 名	令和 5 年度	令和 4 年度	法 に 定 め る 経営健全化基準
日吉津村下水道事業会計	—	—	20

※ 「—」は、資金不足が生じていないことを評している。

※ この比率は、資金の不足額が事業の規模に占める割合である。公営企業会計において経営健全化基準が 20%以上になった場合は、経営の健全化計画を定めることになる。

5 資金不足比率の状況

公営企業会計においては、資金の不足は生じていないため、資金不足率はない。

資金不足額（－ 千円）

資金不足比率 ＝

事業の規模（59, 149 千円）

（単位：千円、％）

会 計 名	資金不足額 (A)	事業の規模 (B)	資金不足比率 (A／B)
日吉津村下水道事業会計	0	59, 149	－

※ 資金不足比率の「－」は、資金の不足が生じていないため、資金不足比率がないことを表している。

6 審査の意見

（1）総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

（2）個別意見

令和5年度下水道事業会計決算では、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第16条に規定する資金の不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

（3）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。